

法務省

表8 - 4 法務省における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況（個表）

事前評価

表8 - 4 - 新規採択事業等を対象として事前評価した政策

事業の名称	松戸法務総合庁舎新営工事														
政策評価の結果の概要	事業の緊急性、計画の妥当性の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。														
	<table border="1"> <tr> <td>評価の観点 (基準)</td> <td>事業の緊急性 (100点以上)</td> <td>計画の妥当性 (100点以上)</td> <td>費用対効果 (1以上)</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>松戸法務総合庁舎新営工事</td> <td>119点</td> <td>121点</td> <td></td> </tr> </table>	評価の観点 (基準)	事業の緊急性 (100点以上)	計画の妥当性 (100点以上)	費用対効果 (1以上)	名称				松戸法務総合庁舎新営工事	119点	121点			
評価の観点 (基準)	事業の緊急性 (100点以上)	計画の妥当性 (100点以上)	費用対効果 (1以上)												
名称															
松戸法務総合庁舎新営工事	119点	121点													
政策評価の結果の政策への反映状況	(注) 松戸法務総合庁舎新営工事については、平成24年度以降(予定)の事業費要求の段階で、費用対効果を含めた評価を実施する。 千葉県松戸市に法務総合庁舎(千葉地方検察庁松戸支部・千葉地方法務局松戸支局)を整備するため、調査費を計上した。 [今後の予定] 平成24年度以降(予定)の事業費要求の段階で、費用対効果を含めた評価を実施する。														

事業の名称	甲府法務総合庁舎新営工事														
政策評価の結果の概要	事業の緊急性、計画の妥当性、費用対効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。														
	<table border="1"> <tr> <td>評価の観点 (基準)</td> <td>事業の緊急性 (100点以上)</td> <td>計画の妥当性 (100点以上)</td> <td>費用対効果 (1以上)</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>甲府法務総合庁舎新営工事</td> <td>117点</td> <td>133点</td> <td>3.7</td> </tr> </table>	評価の観点 (基準)	事業の緊急性 (100点以上)	計画の妥当性 (100点以上)	費用対効果 (1以上)	名称				甲府法務総合庁舎新営工事	117点	133点	3.7		
評価の観点 (基準)	事業の緊急性 (100点以上)	計画の妥当性 (100点以上)	費用対効果 (1以上)												
名称															
甲府法務総合庁舎新営工事	117点	133点	3.7												
政策評価の結果の政策への反映状況	山梨県甲府市に法務総合庁舎(甲府地方検察庁・甲府保護観察所)を整備するため、事業費を計上した。 [今後の予定] 施設の全体運用開始から5年経過後に、事後評価を実施する予定である。														

事業の名称	郡山第2法務総合庁舎新営工事														
政策評価の結果の概要	事業の緊急性、計画の妥当性、費用対効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。														
	<table border="1"> <tr> <td>評価の観点 (基準)</td> <td>事業の緊急性 (100点以上)</td> <td>計画の妥当性 (100点以上)</td> <td>費用対効果 (1以上)</td> </tr> <tr> <td>名称</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>郡山第2法務総合庁舎新営工事</td> <td>120点</td> <td>121点</td> <td>3.0</td> </tr> </table>	評価の観点 (基準)	事業の緊急性 (100点以上)	計画の妥当性 (100点以上)	費用対効果 (1以上)	名称				郡山第2法務総合庁舎新営工事	120点	121点	3.0		
評価の観点 (基準)	事業の緊急性 (100点以上)	計画の妥当性 (100点以上)	費用対効果 (1以上)												
名称															
郡山第2法務総合庁舎新営工事	120点	121点	3.0												
政策評価の結果の政策への反映状況	福島県郡山市に法務総合庁舎(福島地方法務局郡山支局・仙台入国管理局郡山出張所)を整備するため、事業費を計上した。 [今後の予定] 施設の全体運用開始から5年経過後に、事後評価を実施する予定である。														

事業の名称	仙台少年鑑別所新営工事			
-------	-------------	--	--	--

政策評価の結果の概要	事業の緊急性、計画の妥当性、費用対効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>評価の観点 (基準)</th> <th>事業の緊急性 (100点以上)</th> <th>計画の妥当性 (100点以上)</th> <th>費用対効果 (1以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台少年鑑別所新営工事</td> <td></td> <td>107点</td> <td>121点</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>	名称	評価の観点 (基準)	事業の緊急性 (100点以上)	計画の妥当性 (100点以上)	費用対効果 (1以上)	仙台少年鑑別所新営工事		107点	121点	1.7
名称	評価の観点 (基準)	事業の緊急性 (100点以上)	計画の妥当性 (100点以上)	費用対効果 (1以上)							
仙台少年鑑別所新営工事		107点	121点	1.7							
政策評価の結果の政策への反映状況	宮城県仙台市に仙台少年鑑別所を整備するため、現在、設計中であり、設計終了後に事業を開始する予定である。 【今後の予定】 施設の全体運用開始から5年経過後に、事後評価を実施する予定である。										

事業の名称	大阪拘置所新営工事										
政策評価の結果の概要	事業の緊急性、計画の妥当性、費用対効果の観点から事前評価を実施した結果、新規採択事業としての要件を満たしている。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>評価の観点 (基準)</th> <th>事業の緊急性 (100点以上)</th> <th>計画の妥当性 (100点以上)</th> <th>費用対効果 (1以上)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪拘置所新営工事</td> <td></td> <td>119点</td> <td>110点</td> <td>1.7</td> </tr> </tbody> </table>	名称	評価の観点 (基準)	事業の緊急性 (100点以上)	計画の妥当性 (100点以上)	費用対効果 (1以上)	大阪拘置所新営工事		119点	110点	1.7
名称	評価の観点 (基準)	事業の緊急性 (100点以上)	計画の妥当性 (100点以上)	費用対効果 (1以上)							
大阪拘置所新営工事		119点	110点	1.7							
政策評価の結果の政策への反映状況	大阪府大阪市都島区に大阪拘置所を整備するため、事業費を計上した。 【今後の予定】 施設の全体運用開始から5年経過後に、事後評価を実施する予定である。										

事業の名称	法務に関する調査研究(家庭内の重大犯罪に関する研究)
政策評価の結果の概要	<p>本研究によって、家庭内の犯罪に対する類型ごとの効果的な防止策及び処遇方策の策定が可能となり、近年、増加傾向にある親族間での犯罪の防止につながることが期待できることから、本研究を行う必要性が認められる。</p> <p>また、本研究は、検察官、刑務官、少年院教官、保護観察官としての実務経験を有する研究官で構成するチームで行うため詳細な調査が可能であり、手段の適正性・費用対効果の面から効率性は高い。</p> <p>さらに、本研究の成果は、今後の家庭内の犯罪に対する効果的な防止策及び処遇方策等を検討する上で有用な資料となることが期待できることから、本研究の有効性が認められる。</p> <p>以上のとおり、本研究については、必要性、効率性、有効性がそれぞれ認められ、早期に行うべき研究課題といえる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>本評価結果を踏まえ、平成21年度予算要求において、所要の経費を計上した。</p> <p>(1) 研究期間 平成21年度から平成22年度までの2か年計画</p> <p>(2) 平成21年度予算額 1,009千円</p> <p>(3) 研究内容</p> <p>ア 警察庁の統計等を基に、主要罪名別・家族の被害率の推移、主要罪名別・加害者と被害者の関係別(親子、配偶者、兄弟姉妹等)検挙件数の推移等を調査し、我が国における家庭内の犯罪の動向を分析する。</p> <p>イ 諸外国における家庭内の犯罪に関する統計資料を入手し、主要罪名、被害者と加害者の関係等について国際比較を行う。</p> <p>ウ 家族を被害者とする殺人等の凶悪事犯を対象に、検察庁、刑事施設等の事件記録から加害者の属性、動機・原因、家族関係等を調査するとともに、高齢者虐待等に起因する殺人、傷害致死等については刑事施設及び保護観察所における処遇の状況、更生の程度、家族関係等についても調査する。</p> <p>エ 少年による家族を被害者とする殺人等の凶悪事犯について、少年鑑別所に質問票を送付するなどして、加害少年の属性、動機・原因、家族関係、加害少年の意識等の調査分析を行うとともに、特徴的な事案を選定し、それらについて矯正施設等における処遇の状況、更生の程度、家族関係等についても調査分析を行う。</p> <p>オ 得られた調査結果を基に犯罪類型を抽出し、その類型ごとに効果的な防止策及び処遇方</p>

	策を検討する。
--	---------

事業の名称	法務に関する調査研究(覚せい剤事犯者の再犯防止対策に関する研究)
政策評価の結果の概要	<p>覚せい剤事犯者は再犯に及ぶ比率が高く、覚せい剤事犯初犯者に対しては特に適切な処遇方策を講ずる必要があることから、その検討のための基礎的な資料を提供するため、本研究を行う必要性が認められる。</p> <p>また、本研究は、検察官、刑務官、保護観察官としての実務経験を有する研究官で構成するチームで行うため処遇状況の調査を効率的に行うことが可能であるなど、手段の適正性・費用対効果の面から効率性は高いものと認められる。</p> <p>さらに、本研究の成果は、今後の覚せい剤事犯初犯者の処遇方策等を検討する上で有用な資料となることが期待できることから、本研究の有効性が認められる。</p> <p>以上のとおり、本研究については、必要性、効率性、有効性がそれぞれ認められ、早期に行うべき研究課題といえる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>本評価結果を踏まえ、平成 21 年度予算要求において、所要の経費を計上した。</p> <p>(1) 研究期間 平成 21 年度の 1 年計画</p> <p>(2) 平成 21 年度予算額 2,316 千円</p> <p>(3) 研究内容 覚せい剤取締法違反により受刑している者のうち、同法違反による執行猶予歴を有する受刑者を対象として ア 年齢、性別、前科関係、保護処分歴等の基本属性のほか、初犯事件及び再犯事件について、量刑、動機、きっかけ、覚せい剤入手方法、暴力団関係の有無、職業、家族関係、交友関係等について、実態調査を行い、覚せい剤事犯受刑者が二犯目を犯すに至った経緯、諸事情を概観・分析する。 イ 執行猶予判決を受けた際の受け止め方、執行猶予期間中の意識、必要だったと思う監督・支援制度等について意識調査を行い、執行猶予期間中にどのような監督・支援が不可欠であるのかなどについて分析する。</p>

表 8 - 4 - 規制を対象として事前評価した政策

政策の名称	債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正(- 9 - (3))	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(現状・問題点)</p> <p>債権回収会社が管理及び回収することができる債権(以下「特定金銭債権」という。)については、債権管理回収業に関する特別措置法(以下「法」という。)及び債権管理回収業に関する特別措置法施行令(以下「政令」という。)で規定されており、独立行政法人日本学生支援機構(旧日本育英会)が実施していた高校奨学金事業(以下「本事業」という。)に基づく貸付債権は特定金銭債権とされている。ところが、本事業が、平成17年度の高等学校等入学生から都道府県に移管されたことに伴い、本事業を効率的・合理的に実施するため、都道府県に代わって都道府県所管公益法人が実施しているところがある。</p> <p>本事業に基づく貸付債権は、法及び政令の規定において、独立行政法人日本学生支援機構及び都道府県が貸付債権の主体であるときは、特定金銭債権とされているが、都道府県に代わって本事業を実施している都道府県所管公益法人が貸付債権の主体であるときは特定金銭債権とされていないため、債権回収会社が取り扱うことができないことから、本事業が都道府県に移管され、都道府県が本事業に基づく貸付債権の管理及び回収について債権回収会社を利用することができていたものが、都道府県に代わって都道府県所管公益法人が実施した場合において、債権回収会社が利用できない事例が生じることとなった。</p> <p>(規制の変更の必要性)</p> <p>都道府県に代わって都道府県所管公益法人が実施する場合、上記のような不合理が生じることから、従前日本学生支援機構が行っていた本事業を都道府県に代わって行っている都道府県所管公益法人が有する本事業に基づく貸付債権を特定金銭債権に追加し、債権回収会社の利用ができるようにする必要がある。なお、本変更は、本事業の移管が行われたことに伴う上記問題点を解消するための必要な条件整備であることから、その他法人が有する奨学金債権まで特定金銭債権の範囲を拡大することは行わない。</p>	
	法令の名称・関連条項と その内容	債権管理回収業に関する特別措置法第2条第1項 第22号 債権管理回収業に関する特別措置法施行令第1条 第3号及び同条第10号並びに第3条(特定金銭債 権の規定)
想定される代替案	奨学金事業を実施しているすべての法人等が有する奨学金事業に基づく貸付債権を特定金銭債権とする。	
規制の費用	費用の要素	代替案
(遵守費用)	当該公益法人については、文部科学大臣が指定する法人とされ、その貸付債権の主体は明確であることから、債権回収会社において、特定金銭債権の該当性の判断について、負担になるようなことはない。	すべての法人等が対象となるため、債権回収会社は、法の制度趣旨である暴力団等反社会的勢力の排除のための負担が生じる。
(行政費用)	債権回収会社の取扱債権の範囲が拡大するため、監督業務において負担は発生するが、債権の主体及び性質が明らかにされているため、負担は小さい。 債権回収会社が行う債権管理回収業に係る債権の債務者が増加することから、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するための監督業務の負担が増大する。	債権回収会社の取扱債権の範囲が拡大するため、監督業務において、通常及び立入検査時の債権の主体及び性質のチェック等の負担が増大する。 債権回収会社が行う債権管理回収業に係る債権の債務者が本改正案に比べて多数となることから、債権回収会社の違法・不当な業務による国民被害を未然に防止するための監督業務の負担がより増大する。

(その他の社会的費用)	特に影響はない。	特に影響はない。
規制の便益	便益の要素	代替案
	都道府県に代わって本事業を行った所管公益法人の高校奨学金事業に基づく貸付債権について、債権回収会社を取り扱うことにより、滞納金が減少し、貸付原資を確保することができる。	奨学金事業を行っているすべての法人等の貸付債権について、債権回収会社を取り扱うことにより、滞納金が減少し、貸付原資を確保することができる。
	本事業が都道府県に移管された目的として、都道府県の実情に合わせて都道府県の自主性・主体性を尊重して、本事業を行わせることとされており、効率的・合理的な運営のために当該都道府県に代わって行かせた所管公益法人の貸付債権について債権回収会社を取り扱うことができることにより、従前、独立行政法人日本学生支援機構が行っていたときと同じ条件整備が整う。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	奨学金事業を実施しているすべての法人等が有する奨学金事業に基づく貸付債権を特定金銭債権にする代替案は、奨学金事業を実施するに当たり、特に規制がない中で、債権回収会社を取り扱うときに、その貸付主体及び当該債権の種類を確認する負担が生じること並びに代替案では、奨学金事業に基づく貸付債権の債務者の範囲が本改正案より拡大することから債権管理回収業に係る債権の債務者が多数となり社会的影響が大きいこと、また、現行の特定金銭債権の規定がポジティブリスト方式を採っていることから債権回収会社の取扱債権を限定的に特定しており、今回、本事業が独立行政法人日本学生支援機構から都道府県に移管されたことに伴う条件整備であり、都道府県からの要望が強いことから、限定的に規制の変更を行うものであり、本改正案を選択することが適当である。	
政策評価の結果の 政策への反映状況	評価結果を受けて、本規制の変更を盛り込んだ債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第330号)が平成20年10月29日に公布され、平成20年11月1日に施行されている。	

表 8 - 4 - 実績評価方式により事後評価した政策

<p>施策名</p>	<p>検察権行使を支える事務の適正な運営</p>																																															
<p>施策の概要</p>	<p>検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能の強化を図る。</p>																																															
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 犯罪の国際化が一段と進み、検察に対する期待が高まるなか、検察機能のより一層の強化を図ることが「世界一安全な国」の復活に寄与することになるため、本施策の必要性が認められる。効率性、有効性については以下のとおり。 達成目標1及び目標2については、いずれも中央で研修を行ったことにより、全国均一的な研修員の能力向上及び統一的情報提供を図るとともに、講師に関する資源投入を最小限に抑えており、両施策は効率性が高い。 また、事後アンケートの結果によっても、研修員の資質向上に資するものであったことが確認できており、両施策の有効性が認められる。 達成目標3については、各検察庁において、移動教室、出前教室、裁判傍聴などの広報を基本としつつ、各種イベント、マスコミの利用やホームページの継続的な運用等、多岐にわたる内容及び手段を用いて、幅広い層の多数の国民に情報を提供する努力をしており、全国統一的なパンフレットの作成を行うなど、効率的な広報に努めている。 各種検察広報活動は、小学生から一般に至る幅広い層の国民に対して実施され、実施回数は昨年の約 1.4 倍、参加人数は約 5.3 倍に増加するなど、より多くの国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報を行う機会を設けることができたことから本施策の有効性が認められる。 (反映の方向性) 達成目標1及び達成目標2については、それぞれの活動を適切に行う上での新たな政策の必要性も含めて検討し、質的向上のための政策を進めていくことにする。 達成目標3については、今後も幅広い層の国民に対して、広報活動を積極的に実施するとともに、ホームページの内容充実を図り、積極的に運用するなど、よりよい検察広報活動のあり方を検討しながら広報活動を展開していくことにする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="363 1200 1353 1648"> <tr> <td colspan="5" data-bbox="363 1200 1353 1234"> <p>達成目標 1</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="363 1234 1353 1267"> <p>適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1267 539 1357"> <p>指標</p> </td> <td data-bbox="539 1267 887 1357"> <p>通訳人に対する研修の実施状況</p> </td> <td data-bbox="887 1267 978 1357"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="978 1267 1086 1357"> <p>-</p> </td> <td data-bbox="1086 1267 1353 1357"> <p>測定結果 事後アンケートを実施した結果、通訳人としての資質向上に資するものであったことが確認できた。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="363 1357 1353 1391"> <p>達成目標 2</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="363 1391 1353 1424"> <p>犯罪被害者等に関する施策を充実させる。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1424 539 1514"> <p>指標</p> </td> <td data-bbox="539 1424 887 1514"> <p>被害者支援員に対する研修の実施状況</p> </td> <td data-bbox="887 1424 978 1514"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="978 1424 1086 1514"> <p>-</p> </td> <td data-bbox="1086 1424 1353 1514"> <p>測定結果 事後アンケートを実施した結果、被害者支援員としての資質向上に資するものであったことが確認できた。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="363 1514 1353 1547"> <p>達成目標 3</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="5" data-bbox="363 1547 1353 1581"> <p>検察に関する広報活動を積極的に実施する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1581 539 1648"> <p>指標</p> </td> <td data-bbox="539 1581 887 1648"> <p>広報活動の実施状況</p> </td> <td data-bbox="887 1581 978 1648"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="978 1581 1086 1648"> <p>-</p> </td> <td data-bbox="1086 1581 1353 1648"> <p>測定結果 実施回数 17,969回 (H18年度 12,999回) (実施回数について、対前年度増)</p> </td> </tr> </table>			<p>達成目標 1</p>					<p>適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。</p>					<p>指標</p>	<p>通訳人に対する研修の実施状況</p>	<p>目標値等</p>	<p>-</p>	<p>測定結果 事後アンケートを実施した結果、通訳人としての資質向上に資するものであったことが確認できた。</p>	<p>達成目標 2</p>					<p>犯罪被害者等に関する施策を充実させる。</p>					<p>指標</p>	<p>被害者支援員に対する研修の実施状況</p>	<p>目標値等</p>	<p>-</p>	<p>測定結果 事後アンケートを実施した結果、被害者支援員としての資質向上に資するものであったことが確認できた。</p>	<p>達成目標 3</p>					<p>検察に関する広報活動を積極的に実施する。</p>					<p>指標</p>	<p>広報活動の実施状況</p>	<p>目標値等</p>	<p>-</p>	<p>測定結果 実施回数 17,969回 (H18年度 12,999回) (実施回数について、対前年度増)</p>
<p>達成目標 1</p>																																																
<p>適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。</p>																																																
<p>指標</p>	<p>通訳人に対する研修の実施状況</p>	<p>目標値等</p>	<p>-</p>	<p>測定結果 事後アンケートを実施した結果、通訳人としての資質向上に資するものであったことが確認できた。</p>																																												
<p>達成目標 2</p>																																																
<p>犯罪被害者等に関する施策を充実させる。</p>																																																
<p>指標</p>	<p>被害者支援員に対する研修の実施状況</p>	<p>目標値等</p>	<p>-</p>	<p>測定結果 事後アンケートを実施した結果、被害者支援員としての資質向上に資するものであったことが確認できた。</p>																																												
<p>達成目標 3</p>																																																
<p>検察に関する広報活動を積極的に実施する。</p>																																																
<p>指標</p>	<p>広報活動の実施状況</p>	<p>目標値等</p>	<p>-</p>	<p>測定結果 実施回数 17,969回 (H18年度 12,999回) (実施回数について、対前年度増)</p>																																												
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○予算 評価結果を踏まえ、「捜査における通訳の適正の確保」、「犯罪被害者等関連施策の充実」及び「検察広報の積極的推進」等の事業を更に積極的に推進することとし、必要な経費を平成 21 年度予算に計上した。 (平成 21 年度予算額:15 百万円[平成 20 年度予算額:15 百万円]) ○機構 評価結果を踏まえ、上記事業を更に積極的に推進することとし、検察広報官2名を増設した。</p>																																															
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																													
<p></p>	<p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画</p>	<p>平成 15 年 12 月</p>	<p>国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進(第1-1-(4)) 通訳体制の確立(第3-3-(2))</p>																																													
<p></p>	<p>犯罪被害者等基本計画</p>	<p>平成 17 年 12 月</p>	<p>保護、捜査、公判等の過程における配慮等(V-第2-3-(1)-イ)</p>																																													

<p>施策名</p>	<p>矯正施設の適正な運営に必要な民間開放の推進</p>																										
<p>施策の概要</p>	<p>矯正処遇の充実を図るためには、刑務官等の要員を確保し、刑事施設の過剰収容状況の長期化に伴う職員の負担増大を解消することが不可欠であるところ、職員の増員によってもなお不足する要員について、民間委託を積極的に推進・展開することで、必要なポストへの職員配置を確保していくとともに、民間資金等を活用した矯正施設の整備、維持管理及び運営に係る事業を推進する。</p>																										
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 政府が推進する総人件費改革の趣旨を踏まえ、国の職員の増員幅をできる限り抑制しなければならない現状において、刑事施設の要員を確保するためには、刑事施設の新設を始めとする民間委託を積極的に推進する必要があった。 こうした背景の下、平成 19 年度においては、刑事施設における非権力的業務の民間委託を推進するとともに、PFI事業として運営を行う三つの刑務所について、最大限の民間活用を図り、円滑な運営の実現を目指したものである。 刑事施設における非権力的業務について民間委託を推進することは、刑務官等の職員を被収容者の処遇に直接携わる配置箇所にも再配置することを可能とし、かつ、より少ない人員及び予算による刑事施設の運営が可能となることから、民間委託の推進は効率性の高い手法であり、また、刑務所PFI事業についても、モニタリング結果によると、施設運営全般でおおむね良好な状態を実現できており、効率的な運営がなされている。 平成 19 年度の刑事施設における民間委託率は 5.94 パーセント(同 18 年度は 4.74 パーセント)となり、この結果、職員が処遇部門に再配置され、被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られた。また、PFI刑務所でも、民間のノウハウを活用した職業訓練や各種教育プログラムの実施といった充実した矯正処遇が展開されるなど、民間委託の推進は高い有効性が認められた。 (反映の方向性) これを踏まえ、平成 20 年度においても、刑事施設における民間委託を推進・継続するとともに、既存のPFI事業の良好な運営に加え、同年 10 月から運営開始予定の島根あさひ社会復帰促進センターについても円滑な運営に努めていく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="355 1070 1406 1220"> <tr> <td colspan="6">達成目標</td> </tr> <tr> <td colspan="6">要員確保のために必要な民間委託を推進する。</td> </tr> <tr> <td>測定指標 1</td> <td>民間委託率</td> <td>目標値等</td> <td>対前年度増</td> <td>測定結果</td> <td>H19年度 5.94% (H18年度 4.74%)</td> </tr> <tr> <td>測定指標 2</td> <td>P F I 事業の実施状況</td> <td>目標値等</td> <td>事業の円滑な実施</td> <td>測定結果</td> <td>おおむね良好</td> </tr> </table>			達成目標						要員確保のために必要な民間委託を推進する。						測定指標 1	民間委託率	目標値等	対前年度増	測定結果	H19年度 5.94% (H18年度 4.74%)	測定指標 2	P F I 事業の実施状況	目標値等	事業の円滑な実施	測定結果	おおむね良好
達成目標																											
要員確保のために必要な民間委託を推進する。																											
測定指標 1	民間委託率	目標値等	対前年度増	測定結果	H19年度 5.94% (H18年度 4.74%)																						
測定指標 2	P F I 事業の実施状況	目標値等	事業の円滑な実施	測定結果	おおむね良好																						
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>刑事施設における民間委託率は、平成 18 年度 4.74%であったところ、平成 20 年度には 7.21%まで増加するなど、総務部系業務に従事する職員を被収容者の処遇に直接携わる業務へ再配置するなど、被収容者の円滑な社会復帰に向けた各種指導の充実が図られ有効性が認められた。 また、美祿・島根あさひ・喜連川・播磨の各社会復帰センターのPFI刑務所において、民間のノウハウを活用した職業訓練や各種教育プログラムを実施し、充実した矯正処遇を展開している。 さらに、構造改革特別区域におけるPFI刑務所の運営状況を踏まえ、これまで構造改革特別区域においてのみ民間委託可能であった業務分野において、全国の刑事施設で民間委託を可能とするため、所要の改正を行う法案を国会に提出した。 平成 21 年度予算においては、立川拘置所新設に伴う総務系業務等の民間委託経費と、島根あさひ社会復帰センターの平年度化運用経費を計上した。 (平成 21 年度予算額:14,602 百万円[平成 20 年度予算額:12,790 百万円])</p>																										
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>「公共サービス改革基本方針(改定)」(閣議決定)</p>	<p>年月日</p> <p>平成 20 年 12 月 19 日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>刑事施設の運営業務の一部に対する民間競争入札の実施等</p>																								

<p>施策名</p>	<p>保護観察対象者等の改善更生</p>																																																																																		
<p>施策の概要</p>	<p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、保護観察処遇の充実強化、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進、更生保護施設の積極的な活用による保護観察対象者等の自立更生の促進等の施策を実施する。</p>																																																																																		
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 保護観察対象者等の改善更生を図るため、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易尿検査の実施、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、厚生労働省との連携による保護観察対象者等に対する総合的就労支援の実施、長期刑仮釈放者に対するより積極的な中間処遇の実施、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進したところ、いずれの施策もおおむね測定指標の目標値を達成し、その必要性・効率性・有効性が認められた。 (反映の方向性) この結果を踏まえ、引き続き、覚せい剤事犯保護観察対象者及び性犯罪保護観察対象者に対する処遇の充実、保護観察対象者等に対する就労支援の充実、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進していくこととする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="363 734 1299 1464"> <tr> <td colspan="6" data-bbox="363 734 1299 763"> <p>達成目標 1</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="363 770 1299 799"> <p>保護観察処遇の充実強化を図る。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 799 523 875"> <p>指標 1</p> </td> <td data-bbox="523 799 852 875"> <p>覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合</p> </td> <td data-bbox="852 799 935 875"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="935 799 1034 875"> <p>対前年増</p> </td> <td data-bbox="1034 799 1117 875"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1117 799 1299 875"> <p>47.6% (H18年 48.4%)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 875 523 952"> <p>指標 2</p> </td> <td data-bbox="523 875 852 952"> <p>性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合</p> </td> <td data-bbox="852 875 935 952"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="935 875 1034 952"> <p>対前年増</p> </td> <td data-bbox="1034 875 1117 952"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1117 875 1299 952"> <p>65.2% (H18年 55.6%)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 952 523 1028"> <p>指標 3</p> </td> <td data-bbox="523 952 852 1028"> <p>社会参加活動の活動場所の確保</p> </td> <td data-bbox="852 952 935 1028"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="935 952 1034 1028"> <p>前年度の数を維持</p> </td> <td data-bbox="1034 952 1117 1028"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1117 952 1299 1028"> <p>322か所 (H18年度 332か所)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1028 523 1104"> <p>指標 4</p> </td> <td data-bbox="523 1028 852 1104"> <p>保護観察終了者に占める無職者の割合</p> </td> <td data-bbox="852 1028 935 1104"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="935 1028 1034 1104"> <p>対前年減</p> </td> <td data-bbox="1034 1028 1117 1104"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1117 1028 1299 1104"> <p>18.9% (H18年 21.4%)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="363 1111 1299 1140"> <p>達成目標 2</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="363 1146 1299 1176"> <p>長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1176 523 1252"> <p>指標</p> </td> <td data-bbox="523 1176 852 1252"> <p>中間処遇実施予定者の選定率(実施予定者/仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者)</p> </td> <td data-bbox="852 1176 935 1252"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="935 1176 1034 1252"> <p>対前年増</p> </td> <td data-bbox="1034 1176 1117 1252"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1117 1176 1299 1252"> <p>28.6% (H18年 28.0%)</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="363 1258 1299 1288"> <p>達成目標 3</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="363 1294 1299 1323"> <p>更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1323 523 1400"> <p>指標 1</p> </td> <td data-bbox="523 1323 852 1400"> <p>全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)</p> </td> <td data-bbox="852 1323 935 1400"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="935 1323 1034 1400"> <p>対前年度増</p> </td> <td data-bbox="1034 1323 1117 1400"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1117 1323 1299 1400"> <p>74.6% (H18年度 75.7%)</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1400 523 1476"> <p>指標 2</p> </td> <td data-bbox="523 1400 852 1476"> <p>更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST,酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数</p> </td> <td data-bbox="852 1400 935 1476"> <p>目標値等</p> </td> <td data-bbox="935 1400 1034 1476"> <p>対前年度増</p> </td> <td data-bbox="1034 1400 1117 1476"> <p>測定結果</p> </td> <td data-bbox="1117 1400 1299 1476"> <p>7,927人 (H18年度 7,885人)</p> </td> </tr> </table>					<p>達成目標 1</p>						<p>保護観察処遇の充実強化を図る。</p>						<p>指標 1</p>	<p>覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年増</p>	<p>測定結果</p>	<p>47.6% (H18年 48.4%)</p>	<p>指標 2</p>	<p>性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年増</p>	<p>測定結果</p>	<p>65.2% (H18年 55.6%)</p>	<p>指標 3</p>	<p>社会参加活動の活動場所の確保</p>	<p>目標値等</p>	<p>前年度の数を維持</p>	<p>測定結果</p>	<p>322か所 (H18年度 332か所)</p>	<p>指標 4</p>	<p>保護観察終了者に占める無職者の割合</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年減</p>	<p>測定結果</p>	<p>18.9% (H18年 21.4%)</p>	<p>達成目標 2</p>						<p>長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。</p>						<p>指標</p>	<p>中間処遇実施予定者の選定率(実施予定者/仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者)</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年増</p>	<p>測定結果</p>	<p>28.6% (H18年 28.0%)</p>	<p>達成目標 3</p>						<p>更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。</p>						<p>指標 1</p>	<p>全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年度増</p>	<p>測定結果</p>	<p>74.6% (H18年度 75.7%)</p>	<p>指標 2</p>	<p>更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST,酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年度増</p>	<p>測定結果</p>	<p>7,927人 (H18年度 7,885人)</p>
<p>達成目標 1</p>																																																																																			
<p>保護観察処遇の充実強化を図る。</p>																																																																																			
<p>指標 1</p>	<p>覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年増</p>	<p>測定結果</p>	<p>47.6% (H18年 48.4%)</p>																																																																														
<p>指標 2</p>	<p>性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年増</p>	<p>測定結果</p>	<p>65.2% (H18年 55.6%)</p>																																																																														
<p>指標 3</p>	<p>社会参加活動の活動場所の確保</p>	<p>目標値等</p>	<p>前年度の数を維持</p>	<p>測定結果</p>	<p>322か所 (H18年度 332か所)</p>																																																																														
<p>指標 4</p>	<p>保護観察終了者に占める無職者の割合</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年減</p>	<p>測定結果</p>	<p>18.9% (H18年 21.4%)</p>																																																																														
<p>達成目標 2</p>																																																																																			
<p>長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。</p>																																																																																			
<p>指標</p>	<p>中間処遇実施予定者の選定率(実施予定者/仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者)</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年増</p>	<p>測定結果</p>	<p>28.6% (H18年 28.0%)</p>																																																																														
<p>達成目標 3</p>																																																																																			
<p>更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。</p>																																																																																			
<p>指標 1</p>	<p>全更生保護施設の保護率(年間の収容保護人員/年間の収容可能人員)</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年度増</p>	<p>測定結果</p>	<p>74.6% (H18年度 75.7%)</p>																																																																														
<p>指標 2</p>	<p>更生保護施設における専門的自立促進プログラム(SST,酒害・薬害教育等)の年間実施延べ人数</p>	<p>目標値等</p>	<p>対前年度増</p>	<p>測定結果</p>	<p>7,927人 (H18年度 7,885人)</p>																																																																														
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>保護観察対象者等の改善更生を図るため、覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易尿検査の実施、性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施、厚生労働省との連携による保護観察対象者等に対する総合的就労支援の実施、長期刑仮釈放者に対するより積極的な中間処遇の実施、更生保護施設の積極的な活用等の施策を推進したところ、いずれの施策もおおむね測定指標の目標値を達成し、その必要性・効率性・有効性が認められたことから、引き続き、これらの施策を推進することとしたほか、平成 21 年度はこれらの評価結果に基づき、社会参加活動の充実、保護観察対象者等の雇用先の開拓・拡大等、更生保護施設による刑務所出所高齢・障害者等の受入れ促進のための体制整備等に係る経費を計上した。 (平成 21 年度予算額:11,099 百万円[平成 20 年度予算額:9,859 百万円])</p>																																																																																		
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p>	<p>年月日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p>																																																																																
	<p>犯罪に強い社会の実現のための行動計画</p>	<p>平成 15 年 12 月</p>	<p>第4-2-⑥(治療、社会復帰支援による薬物再乱用の防止等)</p>																																																																																
	<p>子ども安全・安心加速化プラン</p>	<p>平成 18 年 6 月 20 日</p>	<p>Ⅲ-1-(1)(関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進)</p>																																																																																
	<p>犯罪から子どもを守るための対策</p>	<p>平成 18 年 12 月</p>	<p>第一章第一節3(2)(犯罪防止・再犯防止)</p>																																																																																

施策名	犯罪予防活動の助長																																														
施策の概要	犯罪予防を目的とした地域住民の取組の充実強化を図るため、「社会を明るくする運動」への国民の参加を促進するとともに、同運動の行事内容の充実を図る。																																														
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) 「社会を明るくする運動」は、法務省主唱の下、全国の都道府県及び市町村を単位として構成された実施委員会により、各地方単位において街頭広報活動、住民集会等の多様な活動が行われているところ、「社会を明るくする運動」市町村実施委員会の未組織地域数は着実に減少し、より広い範囲で本運動が展開されていること、また、主な行事においては、行事の開催回数は減少しているものの、行事への参加人数が増加していること、さらに、アンケート調査を実施した行事においても行事内容を評価する感想が大半を占めたことなどの結果から、本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれにおいても相応に認められるものと考えられる。</p> <p>(反映の方向性) この結果を踏まえ、今後、より効果的な運動とするための検討を行い、再犯・再非行の防止や更生の援助について、地域住民からの理解をより幅広く得ていくとともに、関係機関・団体等から具体的な協力が得られるような働きかけを行うなど、各地域で実施されている行事内容の更なる改善に取り組むこととする。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="357 808 1283 1234"> <tr> <td colspan="6" data-bbox="357 808 1283 837"> 達成目標 1 </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="357 837 1283 866"> 社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 866 517 949"> 指標 1 </td> <td data-bbox="517 866 836 949"> 市町村実施委員会の未組織地域(数) </td> <td data-bbox="836 866 916 949"> 目標値等 </td> <td data-bbox="916 866 995 949"> 対前年減 </td> <td data-bbox="995 866 1091 949"> 測定結果 </td> <td data-bbox="1091 866 1283 949"> 69市町村区 (H18年 101市町村区) </td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 949 517 1093"> 指標 2 </td> <td data-bbox="517 949 836 1093"> 主な行事の開催回数及び参加人数 </td> <td data-bbox="836 949 916 1093"> 目標値等 </td> <td data-bbox="916 949 995 1093"> 対前年増 </td> <td data-bbox="995 949 1091 1093"> 測定結果 </td> <td data-bbox="1091 949 1283 1093"> 開催回数 46,425回 参加人員 2,834,621人 (H18年 開催回数 50,590回 参加人員 2,825,169人) </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="357 1093 1283 1122"> 達成目標 2 </td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="357 1122 1283 1151"> 社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="357 1151 517 1234"> 指標 </td> <td data-bbox="517 1151 836 1234"> 中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果 </td> <td data-bbox="836 1151 916 1234"> 目標値等 </td> <td data-bbox="916 1151 995 1234"> 行事内容に対する高い評価の獲得 </td> <td data-bbox="995 1151 1091 1234"> 測定結果 </td> <td data-bbox="1091 1151 1283 1234"> アンケート調査を実施した行事において、行事内容を評価する感想が大半を占めている状況であった。 </td> </tr> </table>					達成目標 1						社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。						指標 1	市町村実施委員会の未組織地域(数)	目標値等	対前年減	測定結果	69市町村区 (H18年 101市町村区)	指標 2	主な行事の開催回数及び参加人数	目標値等	対前年増	測定結果	開催回数 46,425回 参加人員 2,834,621人 (H18年 開催回数 50,590回 参加人員 2,825,169人)	達成目標 2						社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。						指標	中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果	目標値等	行事内容に対する高い評価の獲得	測定結果	アンケート調査を実施した行事において、行事内容を評価する感想が大半を占めている状況であった。
達成目標 1																																															
社会を明るくする運動への国民の参加を促進する。																																															
指標 1	市町村実施委員会の未組織地域(数)	目標値等	対前年減	測定結果	69市町村区 (H18年 101市町村区)																																										
指標 2	主な行事の開催回数及び参加人数	目標値等	対前年増	測定結果	開催回数 46,425回 参加人員 2,834,621人 (H18年 開催回数 50,590回 参加人員 2,825,169人)																																										
達成目標 2																																															
社会を明るくする運動の行事内容の充実を図る。																																															
指標	中央実施委員会が開催する行事におけるアンケート調査結果	目標値等	行事内容に対する高い評価の獲得	測定結果	アンケート調査を実施した行事において、行事内容を評価する感想が大半を占めている状況であった。																																										
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>「社会を明るくする運動」市町村実施委員会の未組織地域数は着実に減少し、より広い範囲で本運動が展開されていること、また、主な行事においては、行事の開催回数は減少しているものの、行事への参加人数が増加していること、さらに、アンケート調査を実施した行事においても行事内容を評価する感想が大半を占めたことなどから、本施策については、必要性、効率性、有効性のいずれにおいても相応に認められるものと考えられる。以上の結果を踏まえ、再犯・再非行の防止や更生の援助について地域住民や関係機関・団体等から理解・協力が幅広く得られるような運動を効果的・有効的に展開するため、広報活動経費の予算の見直し等を行った。 (平成 21 年度予算額:588 百万円[平成 20 年度予算額:599 百万円])</p>																																														
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 犯罪に強い社会の実現のための行動計画	年月日 平成 15 年 12 月	記載事項(抜粋) 第1-1-④〈国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進〉																																												

<p>施策名</p>	<p>破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施</p>																																														
<p>施策の概要</p>	<p>破壊活動防止法及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うことを通じて、公共の安全の確保を図る。</p>																																														
<p>施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等</p>	<p>【評価結果の概要】 (総合的評価) [達成目標1] 教団施設に対する立入検査、教団からの報告徴取、関係地方公共団体への情報提供等を実施しており、測定指標はおおむね達成でき、その必要性・効率性・有効性が認められた。 [達成目標2] 情報収集及び分析・評価能力の向上、破壊的団体等に対する調査、政府・関係機関等への収集・分析情報の提供等を実施しており、測定指標はおおむね達成でき、その必要性・効率性・有効性が認められた。 (反映の方向性) この結果を踏まえ、引き続き、予算要求を通じて、教団に対する調査体制の強化を図り、観察処分を更に厳正に実施するとともに、今後更に政府の方針として求められている「我が国及び国民の安全・安心を確保」することに寄与するため、情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させ、調査体制を充実強化していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="376 837 1225 1290"> <tr> <td colspan="4">達成目標 1</td> </tr> <tr> <td colspan="4">国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。</td> </tr> <tr> <td>指標 1</td> <td>活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)</td> <td>目標値等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>指標 2</td> <td>地方公共団体からの情報提供要請に対する対応状況</td> <td>目標値等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">測定結果</td> </tr> <tr> <td colspan="4">オウム真理教の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられる。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">達成目標 2</td> </tr> <tr> <td colspan="4">破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。</td> </tr> <tr> <td>指標</td> <td>提供情報の正確性、適時性、迅速性</td> <td>目標値等</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td colspan="4">測定結果</td> </tr> <tr> <td colspan="4">政府・関係機関に対し、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた我が国の公共の安全に関する情報を適時・適切に提供することができたと考えられる。</td> </tr> </table>			達成目標 1				国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。				指標 1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)	目標値等	-	指標 2	地方公共団体からの情報提供要請に対する対応状況	目標値等	-	測定結果				オウム真理教の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられる。				達成目標 2				破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。				指標	提供情報の正確性、適時性、迅速性	目標値等	-	測定結果				政府・関係機関に対し、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた我が国の公共の安全に関する情報を適時・適切に提供することができたと考えられる。			
達成目標 1																																															
国民の不安感払拭のため、オウム真理教に対する観察処分を厳正に実施する。																																															
指標 1	活動状況及び危険性の解明 (立入検査の実施回数)	目標値等	-																																												
指標 2	地方公共団体からの情報提供要請に対する対応状況	目標値等	-																																												
測定結果																																															
オウム真理教の活動状況及び危険性についてはおおむね解明することができ、また、地域住民等の不安払拭のための情報提供も適切に行われたと考えられる。																																															
達成目標 2																																															
破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて政府や関係機関に適時・適切に提供する。																																															
指標	提供情報の正確性、適時性、迅速性	目標値等	-																																												
測定結果																																															
政府・関係機関に対し、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた我が国の公共の安全に関する情報を適時・適切に提供することができたと考えられる。																																															
<p>政策評価の結果の政策への反映状況</p>	<p>○ 予算 (1) オウム真理教の活動状況及び危険性の全容を解明するため、平成 21 年度において観察処分等を厳正に実施するための経費を計上した。 (平成 21 年度予算:72 百万円[20 年度予算:72 百万円]) (2) 今後、更に政府の政策遂行に寄与していくため、平成 21 年度予算において国際テロ及び北朝鮮に関する諸問題等我が国の公共の安全に関する情報収集及び分析・評価能力を質・量ともに一段と向上させるとともに、調査体制を充実強化するための経費を計上した。 (平成 21 年度予算:2,505 百万円[20 年度予算:2,524 百万円]) ○ 定員 国際テロ調査体制の充実強化のため、平成 21 年度予算において職員を増員(34 名)した。</p>																																														
<p>関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)</p>	<p>施政方針演説等</p> <p>第 164 回国会内閣総理大臣施政方針演説</p>	<p>年月日</p> <p>平成 18 年1月 20 日</p>	<p>記載事項(抜粋)</p> <p>テロの未然防止を図るため、情報の収集・分析、重要施設や公共交通機関の警戒警備等の対策を徹底いたします。</p>																																												

施策名	人権の擁護																																																																																						
施策の概要	人権が尊重され、人権侵害が生起しない人権尊重社会を実現するため、国民の一人一人の心に訴える人権啓発活動の実施や充実した人権相談・調査救済体制を整備する。																																																																																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】 （総合的評価） 人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権啓発活動ネットワークの整備、全国中学生人権作文コンテストの実施、人権侵害事件の調査・対応を適正かつ迅速に行うことを可能とするための職員や人権擁護委員に対する研修の充実、子ども専用相談電話やインターネットによる相談受付の周知等の施策を実施したところ、いずれの施策もおおむね測定指標の目標値を達成し、その必要性、効率性、有効性が認められた。</p> <p>（反映の方向性） 人権啓発活動ネットワークは、その整備が着実に進捗することにより、国や地方公共団体等が連携協力する体制が整い、全国中学生人権作文コンテスト等の啓発活動を更に充実させる上で、有機的に作用する重要な基盤となっている。こうした基盤は、限られた行政資源からより大きな効果を引き出すことができるため、更にその基盤を全国的に充実強化していくことが、人権の擁護に関する施策を総合的に推進し、人権が尊重される社会の実現に寄与すると期待できることから、引き続き本施策を実施することが必要不可欠である。</p> <p>また、人権侵害事件の端緒を把握する人権相談体制の充実強化は、人権侵害による被害者の実効的救済のために必要不可欠であり、人権相談体制の周知等に努めるとともに、国民にとってより一層相談しやすい環境の整備に努めるなど、本施策を推進していく必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="344 898 1426 1720"> <tr> <td colspan="6" data-bbox="344 898 1426 927">達成目標 1</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="344 934 1426 963">人権啓発活動の更なる推進</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 969 507 1037">指標 1</td> <td data-bbox="512 969 847 1037">全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）</td> <td data-bbox="852 969 935 1037">目標値等</td> <td data-bbox="940 969 1161 1037">対前年度増</td> <td data-bbox="1166 969 1249 1037">測定結果</td> <td data-bbox="1254 969 1426 1037">99.9% (平成18年度 94.9%)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1043 507 1149">指標 2</td> <td data-bbox="512 1043 847 1149">全国中学生人権作文コンテスト参加者数 全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合 全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合</td> <td data-bbox="852 1043 935 1149">目標値等</td> <td data-bbox="940 1043 1161 1149">対前年度増 対前年度増</td> <td data-bbox="1166 1043 1249 1149">測定結果</td> <td data-bbox="1254 1043 1426 1149">23.1% (平成18年度 22.0%) 60.5% (平成18年度 53.8%)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="344 1155 1426 1184">達成目標 2</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="344 1191 1426 1220">人権侵害事件の適正かつ迅速な調査・対応</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1227 507 1294">指標 1</td> <td data-bbox="512 1227 847 1294">子どもに対する人権侵害事件の対応件数</td> <td data-bbox="852 1227 935 1294">目標値等</td> <td data-bbox="940 1227 1161 1294">対前年増</td> <td data-bbox="1166 1227 1249 1294">測定結果</td> <td data-bbox="1254 1227 1426 1294">3,909件 (平成18年 2,257件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1301 507 1368">指標 2</td> <td data-bbox="512 1301 847 1368">インターネット上における人権侵害事件の対応件数</td> <td data-bbox="852 1301 935 1368">目標値等</td> <td data-bbox="940 1301 1161 1368">対前年増</td> <td data-bbox="1166 1301 1249 1368">測定結果</td> <td data-bbox="1254 1301 1426 1368">410件 (平成18年 279件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1375 507 1442">指標 3</td> <td data-bbox="512 1375 847 1442">障害のある人に対する人権侵害事件の対応件数</td> <td data-bbox="852 1375 935 1442">目標値等</td> <td data-bbox="940 1375 1161 1442">対前年増</td> <td data-bbox="1166 1375 1249 1442">測定結果</td> <td data-bbox="1254 1375 1426 1442">331件 (平成18年 343件)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="344 1449 1426 1478">達成目標 3</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="344 1485 1426 1514">人権相談体制の充実・強化</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1520 507 1588">指標 1</td> <td data-bbox="512 1520 847 1588">専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数</td> <td data-bbox="852 1520 935 1588">目標値等</td> <td data-bbox="940 1520 1161 1588">対前年増</td> <td data-bbox="1166 1520 1249 1588">測定結果</td> <td data-bbox="1254 1520 1426 1588">22,920件 (平成18年 12,885件)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1594 507 1662">指標 2</td> <td data-bbox="512 1594 847 1662">インターネットによるメール人権相談件数</td> <td data-bbox="852 1594 935 1662">目標値等</td> <td data-bbox="940 1594 1161 1662">-</td> <td data-bbox="1166 1594 1249 1662">測定結果</td> <td data-bbox="1254 1594 1426 1662">-</td> </tr> <tr> <td data-bbox="344 1668 507 1720">指標 3</td> <td data-bbox="512 1668 847 1720">施設における特設人権相談所の開設件数</td> <td data-bbox="852 1668 935 1720">目標値等</td> <td data-bbox="940 1668 1161 1720">対前年増</td> <td data-bbox="1166 1668 1249 1720">測定結果</td> <td data-bbox="1254 1668 1426 1720">539件 (平成18年 252件)</td> </tr> </table>			達成目標 1						人権啓発活動の更なる推進						指標 1	全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）	目標値等	対前年度増	測定結果	99.9% (平成18年度 94.9%)	指標 2	全国中学生人権作文コンテスト参加者数 全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合 全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	目標値等	対前年度増 対前年度増	測定結果	23.1% (平成18年度 22.0%) 60.5% (平成18年度 53.8%)	達成目標 2						人権侵害事件の適正かつ迅速な調査・対応						指標 1	子どもに対する人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果	3,909件 (平成18年 2,257件)	指標 2	インターネット上における人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果	410件 (平成18年 279件)	指標 3	障害のある人に対する人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果	331件 (平成18年 343件)	達成目標 3						人権相談体制の充実・強化						指標 1	専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数	目標値等	対前年増	測定結果	22,920件 (平成18年 12,885件)	指標 2	インターネットによるメール人権相談件数	目標値等	-	測定結果	-	指標 3	施設における特設人権相談所の開設件数	目標値等	対前年増	測定結果	539件 (平成18年 252件)
達成目標 1																																																																																							
人権啓発活動の更なる推進																																																																																							
指標 1	全市町村数に対する人権啓発ネットワーク参加市町村数の割合（加入率）	目標値等	対前年度増	測定結果	99.9% (平成18年度 94.9%)																																																																																		
指標 2	全国中学生人権作文コンテスト参加者数 全中学生数に対するコンテスト応募者数の割合 全中学校数に対するコンテスト応募中学校数の割合	目標値等	対前年度増 対前年度増	測定結果	23.1% (平成18年度 22.0%) 60.5% (平成18年度 53.8%)																																																																																		
達成目標 2																																																																																							
人権侵害事件の適正かつ迅速な調査・対応																																																																																							
指標 1	子どもに対する人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果	3,909件 (平成18年 2,257件)																																																																																		
指標 2	インターネット上における人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果	410件 (平成18年 279件)																																																																																		
指標 3	障害のある人に対する人権侵害事件の対応件数	目標値等	対前年増	測定結果	331件 (平成18年 343件)																																																																																		
達成目標 3																																																																																							
人権相談体制の充実・強化																																																																																							
指標 1	専用相談電話「子どもの人権110番」における相談件数	目標値等	対前年増	測定結果	22,920件 (平成18年 12,885件)																																																																																		
指標 2	インターネットによるメール人権相談件数	目標値等	-	測定結果	-																																																																																		
指標 3	施設における特設人権相談所の開設件数	目標値等	対前年増	測定結果	539件 (平成18年 252件)																																																																																		
政策評価の結果の政策への反映状況	これまでの取組の結果、効果が見込まれることから、本事務事業を引き続き推進するため、平成 21 年度予算において必要な経費を計上した。 (平成 21 年度予算額:1,535 百万円[平成 20 年度予算額:1,529 百万円])																																																																																						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等 子ども安全・安心加速化プラン(犯罪対策閣僚会議決定)	年月日 平成 18 年6月	記載事項(抜粋) Ⅲ困難を抱える子どもの立ち直り等を地域で支援する。																																																																																				

施策名	国の利害に関係のある争訟の統一かつ適正な処理																																						
施策の概要	「裁判の迅速化に関する法律」(平成 15 年法律第 107 号)の趣旨に従い、国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。																																						
施策に関する評価結果の概要と達成すべき目標等	<p>【評価結果の概要】</p> <p>(総合的評価)</p> <p>[達成目標1]</p> <p>司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要がある。このために、限られた行政資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところであり、裁判の迅速化を示す達成率は当初(平成 15 年度)から年々増加し、平成 19 年度においても達成率 80 パーセント台を維持するに至っており、一定の効果があつたものと認められる。</p> <p>[達成目標2]</p> <p>法律意見照会制度の活用により、本案訴訟を適正・迅速に追行することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものであり、その必要性は高い。平成 19 年度に新規に受け付けた件数は、平成 18 年度に比し 113 パーセントとなったことは、行政機関においても、同制度が訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができる制度として認識されてきたことを示すものであり、今後も積極的に活用されることが期待できることから、有効性が認められる。</p> <p>(反映の方向性)</p> <p>必要性、有効性、効率性のいずれにおいても相応に評価することができることから、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務事務担当職員の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び所管行政庁等との協力関係の一層の充実・強化を図るとともに、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を実施する必要がある。</p> <p>【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】</p> <table border="1" data-bbox="347 965 1465 1294"> <tr> <td colspan="6" data-bbox="347 965 1465 994">達成目標 1</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="347 994 1465 1046">国の利害に関係のある本案訴訟の第 1 審の訴訟手続をすべて 2 年以内に終了させる。 (平成 15 年度から平成 20 年度までの目標)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1046 544 1133">指標</td> <td data-bbox="544 1046 946 1133">判決により終了した本案訴訟の第 1 審のうち、審理期間が 2 年以内であったものの率</td> <td data-bbox="946 1046 1046 1133">目標値等</td> <td data-bbox="1046 1046 1171 1133">100%</td> <td data-bbox="1171 1046 1272 1133">測定結果</td> <td data-bbox="1272 1046 1465 1133">82.3% (H18 年度 82.8%)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="347 1133 1465 1207">達成目標 2</td> </tr> <tr> <td colspan="6" data-bbox="347 1207 1465 1236">行政機関のための法律意見照会制度の利用の促進を図る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="347 1236 544 1294">指標</td> <td data-bbox="544 1236 946 1294">法律意見照会事件数</td> <td data-bbox="946 1236 1046 1294">目標値等</td> <td data-bbox="1046 1236 1171 1294">対前年度増</td> <td data-bbox="1171 1236 1272 1294">測定結果</td> <td data-bbox="1272 1236 1465 1294">1,759 件 (H18 年度 1,559 件)</td> </tr> </table>			達成目標 1						国の利害に関係のある本案訴訟の第 1 審の訴訟手続をすべて 2 年以内に終了させる。 (平成 15 年度から平成 20 年度までの目標)						指標	判決により終了した本案訴訟の第 1 審のうち、審理期間が 2 年以内であったものの率	目標値等	100%	測定結果	82.3% (H18 年度 82.8%)	達成目標 2						行政機関のための法律意見照会制度の利用の促進を図る。						指標	法律意見照会事件数	目標値等	対前年度増	測定結果	1,759 件 (H18 年度 1,559 件)
達成目標 1																																							
国の利害に関係のある本案訴訟の第 1 審の訴訟手続をすべて 2 年以内に終了させる。 (平成 15 年度から平成 20 年度までの目標)																																							
指標	判決により終了した本案訴訟の第 1 審のうち、審理期間が 2 年以内であったものの率	目標値等	100%	測定結果	82.3% (H18 年度 82.8%)																																		
達成目標 2																																							
行政機関のための法律意見照会制度の利用の促進を図る。																																							
指標	法律意見照会事件数	目標値等	対前年度増	測定結果	1,759 件 (H18 年度 1,559 件)																																		
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>○予算 評価結果を踏まえ、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務事務担当職員の育成と人的・物的資源の充実・強化等の体制整備を図ることとし、必要な経費を平成 21 年度予算に計上した。(平成 21 年度予算額:1,938 百万円[平成 20 年度予算額:1,934 百万円])</p> <p>○定員 評価結果を踏まえ、適正・迅速な訴訟追行のため、平成 16 年度に 5 年間の時限で増員した職員 16 名について、時限を延長(5年間)した。</p>																																						
関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)																																				
	第 162 回国会内閣総理大臣施政方針演説	平成 17 年 1 月 21 日	国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化など、我が国の司法制度の在り方を改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。																																				

表 8 - 4 - 事業評価方式により事後評価した政策（終了後）

政策の名称	法務に関する調査研究(配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究)
政策評価の結果の概要	<p>1 事前評価の概要 配偶者暴力及び児童虐待は社会の高い関心を集め、国として取り組むべき喫緊の課題となっており、それに関連した調査研究を推進する必要がある。 また、法務総合研究所には、当該研究に関する蓄積がある上、矯正・保護の実務経験のある研究官が配置されており、その豊富な知識と経験を生かし、効率の良い研究を行うことができる。 さらに、本研究の成果は、法務省関係職員の職務上の資料となるほか、関係機関・団体における取組の有用な参考資料となることから、本研究の有効性が認められる。 以上のことから、本研究を実施することは、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。</p> <p>2 事後評価の概要 本研究では、配偶者暴力防止法(保護命令)違反事件該当者を対象に、関係記録を基に、暴力や虐待に至る経緯や状況等に関する調査を行ったほか、配偶者暴力又は児童虐待によって受刑中の者に対する面接調査、配偶者暴力に対して様々な制度が施行されているカナダ及び米国での実態調査等を行った。 本研究によって得られた成果は、今後、研究部報告及び研究部資料として取りまとめられ、配偶者暴力あるいは児童虐待の加害者の更生に向け、効果的な処遇を検討する基礎的な資料として活用される予定である。 以上のように、本研究については、調査内容及び分析結果等から、事前評価でもその実施が有意義であると認められたとおりの研究ができたものと考えられ、今後の配偶者暴力あるいは児童虐待の対策に役立つものと考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>本研究は所期の目的を達することができた。今後計画する研究についても、同様の結果が得られるよう努める。</p>

政策の名称	法務に関する調査研究(高齢犯罪者に関する総合的研究)
政策評価の結果の概要	<p>1 事前評価の概要 最近の高齢受刑者の増加は、刑務所等の刑事施設における課題の一つであり、その処遇の在り方を検討するための基礎資料として、本研究を行う必要がある。 また、本研究は、刑務官としての実務経験がある研究官を中心として、刑事施設の全面的な協力を得て行うため、手段の適正性・費用対効果の面から効率性が高い。 さらに、本研究の成果は、高齢受刑者に対する刑事施設における効果的な処遇を検討する上で有用な資料となることが期待されることから、本研究の有効性が認められる。 以上のことから、本研究を実施することは、必要性、効率性、有効性の観点から有意義であると認められる。</p> <p>2 事後評価の概要 本研究では、各種統計資料を基に高齢犯罪者の量的・質的变化を分析するとともに、法務総合研究所研究部において作成した調査票による高齢受刑者に対する意識調査や我が国と年齢構成が比較的近いドイツにおける高齢受刑者の実情調査等を行った。 本研究によって得られた成果は、研究部報告に取りまとめられ、関係機関に配布されるとともに、ドイツにおける実情調査については、今後、研究部資料として取りまとめられ、我が国における高齢受刑者の処遇方策等を比較検討するための資料として活用される予定である。 以上のように、本研究については、調査内容及び分析結果等から、事前評価でもその実施が有意義であると認められたとおりの研究ができたものと考えられ、今後の高齢受刑者の処遇方策を検討する上で、有用な基礎資料となるものと考えられる。</p>
政策評価の結果の政策への反映状況	<p>本研究は所期の目的を達することができた。今後計画する研究についても、同様の結果が得られるよう努める。</p>